

地域脱炭素の推進のための交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

令和5年度予算（案）35,000百万円（20,000百万円）令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO₂等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

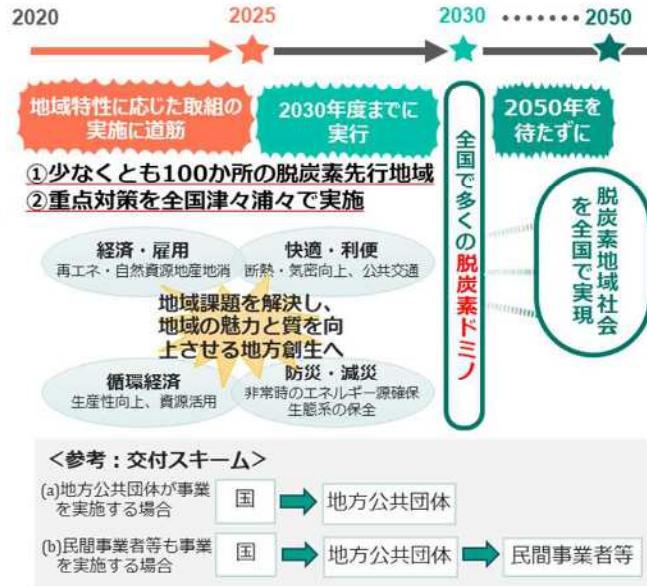
※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金 (自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。



事業スキーム

事業形態

交付金

交付率

- (1) ①、(2) 原則 2／3*
- (1) ② 2／3～1／3等

*財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部 3／4

交付対象

地方公共団体等

実施期間

令和4年度～令和12年度

01

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

事業区分	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市 : 1MW以上、その他の市町村 : 0.5MW以上)	脱炭素先行地域に 選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備／未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど 自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ^{※2} (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入を支援する。</p>
交付率	原則2／3 ^{※1} ①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2／3～1／3、定額	原則2／3 ^{※1}
事業期間	おおむね5年程度		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む 		



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための 計画づくり支援事業

令和5年度予算（案） 800百万円（800百万円） 令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

事業スキーム

事業形態

- (1)間接補助事業
(定率：上限設定あり)
- (2)(3)委託事業

補助・委託対象

- (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)
- (2)(3)民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

02

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

事業内容

地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO₂削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

- ①②地方公共団体
- ③④地方公共団体
(共同実施に限り民間事業者も対象)

実施期間

令和3年度～令和7年度

※（1）③は令和4年度～

補助率

定率

- ① 3/4、2/3、1/2
- ②③ 3/4
- ④ 2/3、1/2、1/3

上限

- ①③ 800万円
- ② 2,500万円
- ④ 2,000万円

02

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち

(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

地域再エネ事業の実施に必要なガイドラインの作成、地域の企業や有識者との連携による地域に根ざした脱炭素取組を推進します。

事業内容

①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

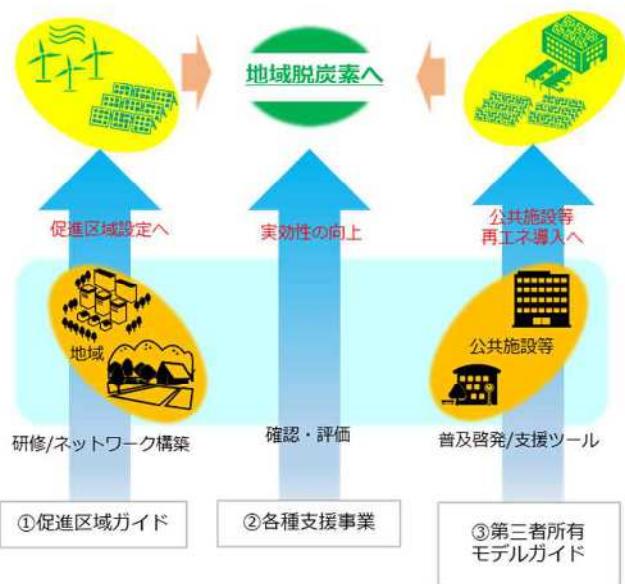
地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等をガイドラインとして取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業

各種支援事業（計画策定支援、人材育成支援、重点対策加速化事業等）を活用して企画立案・施行された施策の実施状況を継続的・横断的に確認・評価する。脱炭素先行地域について、取組の進捗状況と地域課題解決のKPIとして設定された事項について確認・評価を行い、有識者の助言等を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、必要な措置を講じる。

③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。



事業スキーム

事業形態

委託事業

委託対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

※（2）②は令和4年度～、③は令和5年度～

02

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

2050年カーボンニュートラルの実現

脱炭素人材の増加・優良事例のノウハウ伝播



事業スキーム

事業形態

委託事業

委託対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

※（3）②③は令和5年度～

お問合せ

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室

03-5521-9109

03

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する 公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

令和5年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円） 令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ② 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 等）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコージェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

- ①都道府県・指定都市：1/3
市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- ②1/2（上限：500万円/件）

補助対象

地方公共団体

（PPA・リース・エネルギーサービス事業等で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

実施期間

令和3年度～令和7年度

お問い合わせ

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 ☎ 03-5521-8233
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 ☎ 03-5501-3155

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

令和5年度予算（案） 4,260百万円（3,800百万円） 令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円

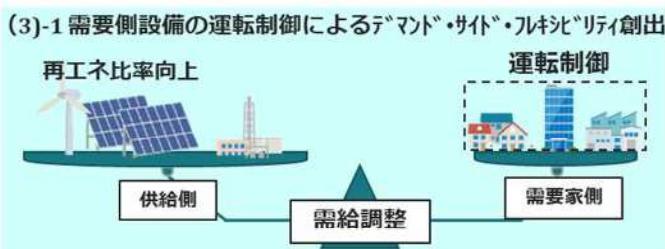
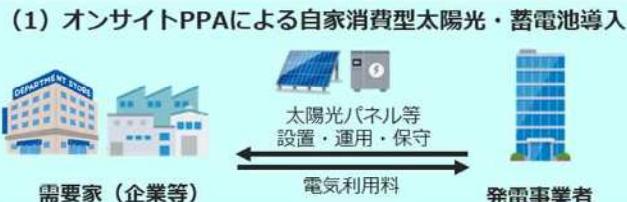
民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3)
 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

* EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)



事業スキーム

事業形態

間接補助事業、委託事業
(メニュー別スライドを参照)

委託・補助先

民間事業者・団体等

実施期間

メニュー別スライドを参照

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO₂削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

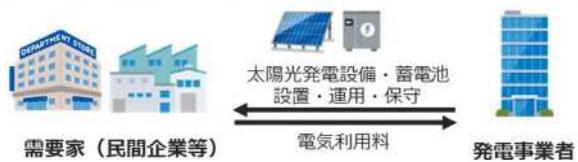
①【補助】

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※ 蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※ 太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



②【委託】

ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW		7万円/kW	
購入	4万円/kW			-

事業スキーム

事業形態

①間接補助事業 ②委託事業

補助率

① 太陽光発電設備：定額
蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1／3）

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

- * 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
- * EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

実施期間

令和3年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省連携事業)

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

事業内容

① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

畠農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③ オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業

（補助率1/2）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

④ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業

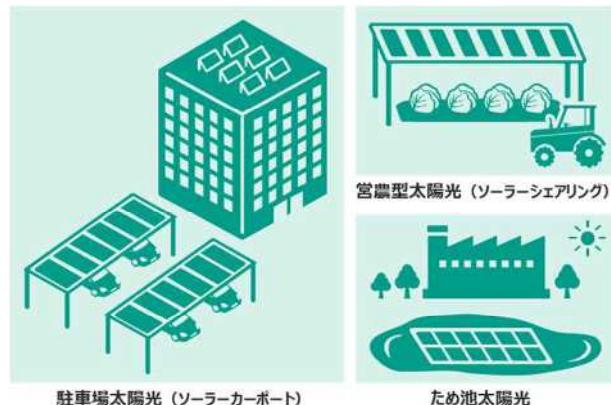
（補助率3/4、1/3、1/2）

地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件※を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。

⑤ 新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業

（委託）

新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。



※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

事業スキーム

事業形態

- ①～④：間接補助事業
- ⑤：委託事業

補助率

- ①～④ 計画策定：3/4（上限1,000万円）
- 設備等導入：1/3、1/2

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

- ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
- ②③ 令和4年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

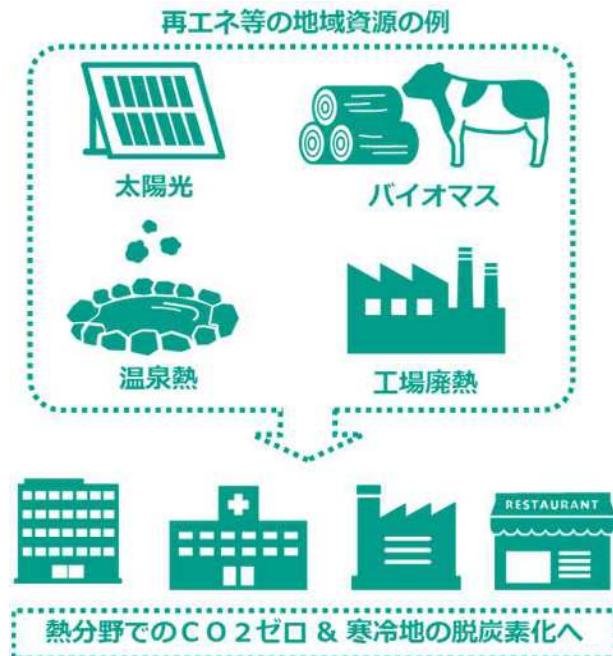
(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

事業内容

⑥ 热分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、電気の脱炭素化だけでなく、热の脱炭素化も進めていく必要があるが、热エネルギーは利用形態や利用温度が多様なため、需要施設に応じて適切な形での脱炭素化を進める。
- 寒冷地では、暖房用途で石油由来の热エネルギーを多く消费しているが、地域資源である再エネ等を効果的に活用することで、地域の脱炭素化に加えて、燃料価格高騰の影響を低減につなげる。
- 地域の再エネ電気・再エネ热・未利用热等を活用した、①热分野でのCO2ゼロに向けたモデル、②寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

計画策定：3/4（上限1,000万円）
設備等導入：2/3

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和5年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(3) - 1 再エネ主力化に向けた 需要側の運転制御設備等導入促進事業

デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

事業内容

①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー・マネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

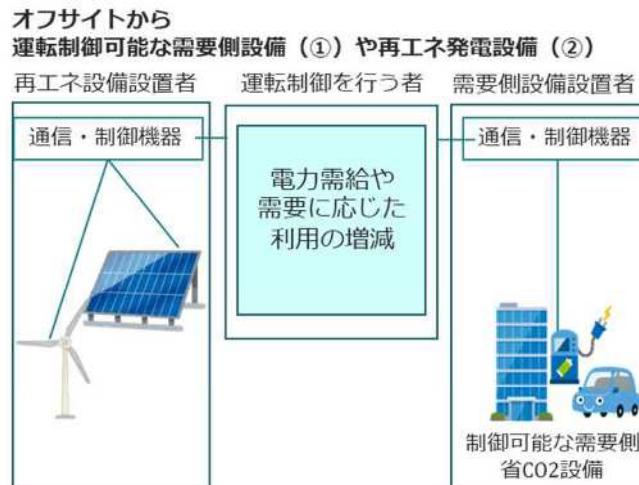
* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限る（上限あり）

②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから 運転制御可能な発電側の設備・システム等 導入支援事業

再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

③屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル 事業

スマート街路灯（通信ネットワーク化したLED街路灯）やソーラー街路灯について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。



事業スキーム

事業形態

- ①～③：間接補助事業
③：委託事業

補助率

- ①1/2
②1/3*
③3/4、1/3、1/4

* 電気事業法上の離島は1/2

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

- ①② 令和2年度～令和6年度
③ 令和5年度～令和7年度

04

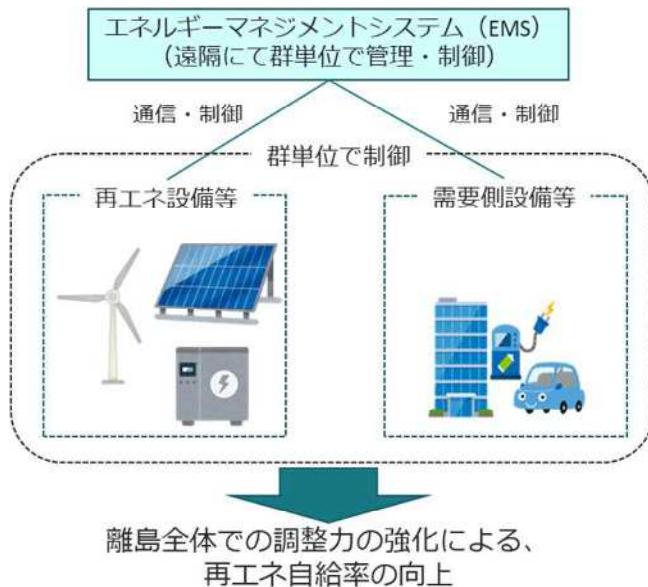
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち **(3) - 2 離島における再エネ主力化に向けた 運転制御設備導入構築事業**

再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

事業内容

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因により電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO₂排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO₂削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

計画策定：3/4（上限1,000万円）
設備等導入：2/3

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による 建物間融通モデル創出事業

省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

事業内容

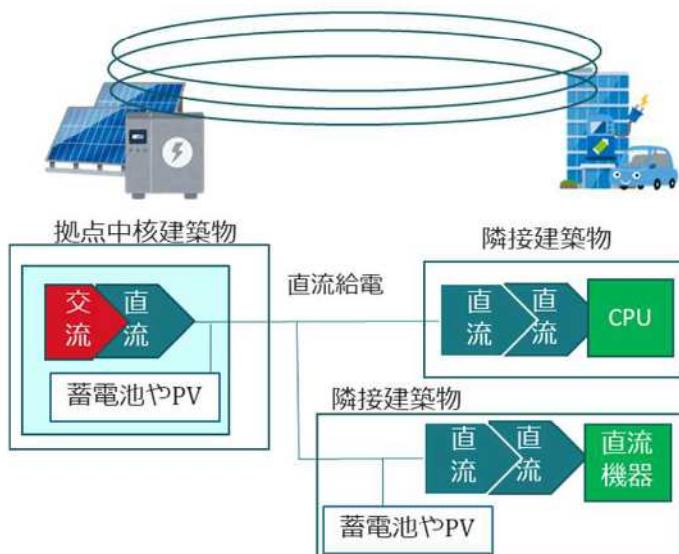
① 直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時の省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

直流給電システムの構築



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

計画策定：3/4（上限1,000万円）
設備等導入：1/2

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和2年度～令和6年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(4) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による 建物間融通モデル創出事業

省CO₂と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

事業内容

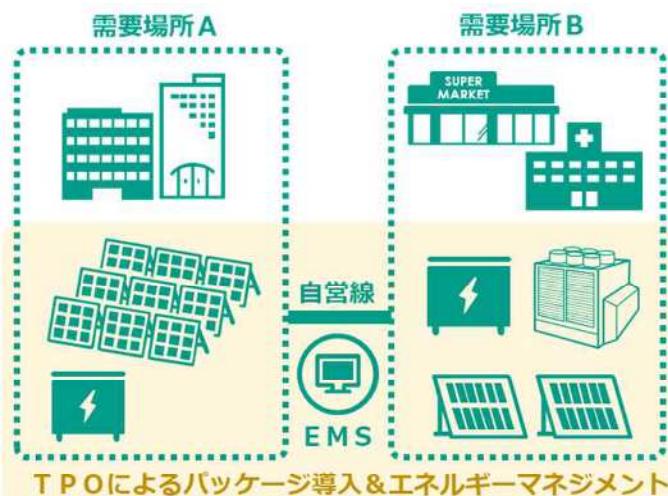
②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギー管理を行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO₂を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時の省CO₂と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

計画策定：3/4（上限1,000万円）
設備等導入：1/2、2/3

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和5年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

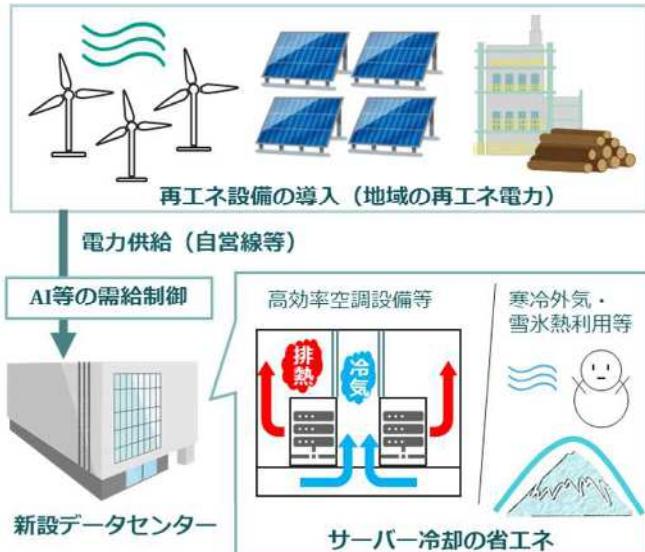
(5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 (総務省連携事業)

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

事業内容

①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行なながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。



事業スキーム

事業形態

①間接補助事業

補助率

1/2、1/3*

* 太陽光発電設備、省エネ設備は1/3

補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 (総務省連携事業)

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

事業内容

②既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

③省CO2型データセンターへのサーバー等

移設促進事業

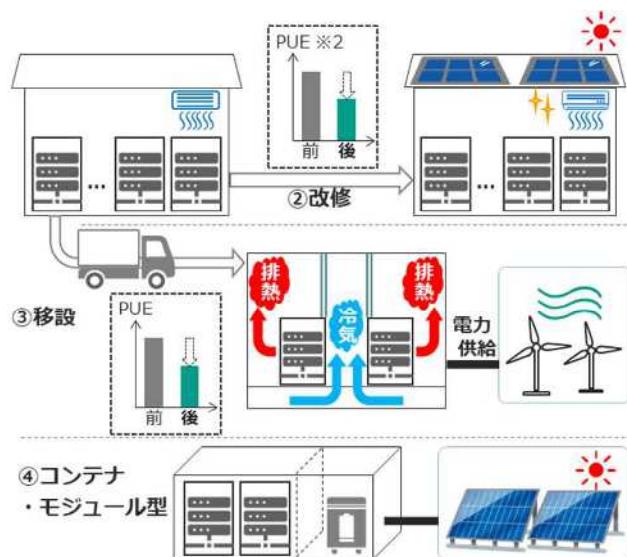
省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO2性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。

④地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

⑤再エネ活用型データセンターの普及促進 方策検討事業

再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。



※2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

事業スキーム

事業形態

②～④間接補助事業

⑤委託事業

補助率

②～④ 1/2、1/3*

* ② : 太陽光発電設備、省エネ設備は1/3

③④ : 一律1/3

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度～令和7年度

04

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち

(6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

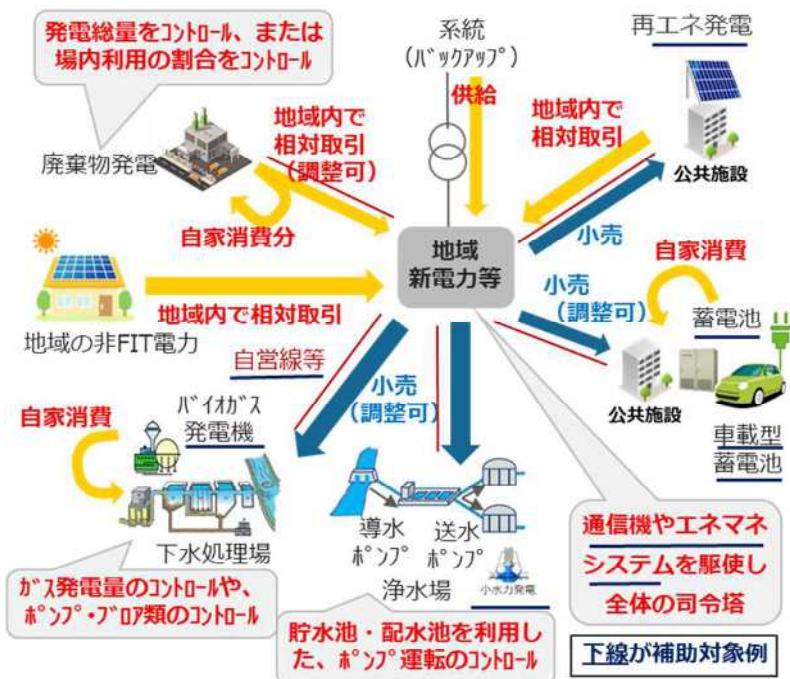
事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO₂排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギー管理の構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※ 令和5年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

2/3*

*一部上限あり

補助先

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

令和2年度～令和6年度

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)

令和5年度予算(案) 5,894百万円(5,900百万円) 令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

- ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
- ② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)
- ③ 新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

- ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
- ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)

(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)

(4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)

(6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携)

※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業(メニュー別スライドを参照)

委託事業

委託先及び補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

メニュー別スライドを参照



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。

② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

③ 新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業

● ①に関する主な補助要件：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。

● ①及び②における優先採択：

以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替えを行う事業

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

事業スキーム

事業形態

間接補助事業①②

委託事業③

補助率

① 2/3～1/2（上限5億円）

② 3/5～1/3（上限5億円）

委託先及び補助対象

地方公共団体※1、民間事業者・団体等

実施期間

①令和2年度～令和6年度

②平成31年度～令和6年度

③令和5年度



05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

● ①に関する主な補助要件：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通じて制御する機器の導入を補助要件とする。

● 優先採択：

以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により改修を行う事業

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

2／3（上限5億円）

補助対象

地方公共団体※1、民間事業者・団体等

実施期間

- ①令和2年度～令和6年度
- ②平成31年度～令和6年度



05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

① 民間建築物等における省CO2改修支援事業

既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。

② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）

オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。

※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。

③ 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
① 建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
② テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③ 空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

事業スキーム

事業形態
間接補助事業

補助率
1 / 3

補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

平成31年度～令和5年度

05

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

(4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業

国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：
国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）
- 補助対象施設：
自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：
空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：
15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

**事業スキーム**

事業形態
間接補助事業

補助率
1 / 2 (太陽光発電設備のみ 1 / 3)

補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

平成30年度～令和5年度

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

05 (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

事業内容

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

● 補助対象経費：

上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

1／2（太陽光発電設備のみ1／3）

補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

実施期間

平成28年度～令和5年度